

仕 様 書

件名 飲料水水質検査	作成日	令和6年2月13日
	作成	川内駐屯地業務隊管理科
	作成者	防衛技官 濱田 慎太郎

- 1 総 則 : 本仕様書は、「飲料水水質検査」について適用するものとする。
- 2 場 所 : 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2 陸上自衛隊川内駐屯地
- 3 概 要 : 川内駐屯地の飲料水の水質検査(年12回)を実施する
- 4 検査項目 : 下記のとおり

番号	項目名	水質基準(平成15年5月30日)	項目数											
			9項目	9項目	51項目	9項目	9項目	23項目	9項目	9項目	23項目	9項目	9項目	23項目
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること			○									
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること			○									
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること			○									
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること			○									
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること			○									
8	六価クロム化合物	六価クロム化合物の量に関して、0.05mg/L以下であること			○									
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること			○			○			○			○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること			○			○			○			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること			○									
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること			○									
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること			○									
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること			○									
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること			○									
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること			○									
17	ジクロロエチレン	0.02mg/L以下であること			○									
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること			○									
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること			○									
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること			○									
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること			○			○			○			○
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること			○			○			○			○
23	クロロホルム	0.06mg/L以下であること			○			○			○			○
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること			○			○			○			○
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること			○			○			○			○
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること			○			○			○			○
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること			○			○			○			○
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること			○			○			○			○
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること			○			○			○			○
30	プロモホルム	0.09mg/L以下であること			○			○			○			○
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること			○			○			○			○
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること			○									
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムに関して、0.2mg/L以下であること			○			○			○			○
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること			○									
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること			○									
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること			○									
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること			○									
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること			○									
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること			○									
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること			○									
42	(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること			○									
43	1・2・7-ア-トリメチルビシクロ(2・2・1)ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること			○									
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること			○									
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること			○									
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	5.8以上8.6以下であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5度以下であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2度以下であること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 5 特記事項
 - (1) 検体の採取日については、官側と打合せを行うものとする。
 - (2) 検体を採取する容器については、採取日までに川内駐屯地まで送付または持参するものとする。
 - (3) 検体は川内駐屯地業務隊管理科が採取し、請負業者は採取日に川内駐屯地にて検体を受領するものとする。
 - (4) 検査結果については、納期までに書面にて報告するものとする。
 - (5) 51項目検査については、検査状況の写真撮影を行い、写真帳(A4)に整理して1部提出するものとする。